

広島県告示第三百二十六号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）
第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

令和四年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
三菱三原病院	三原市糸崎三丁目三番一号	令和四年三月三十一日
藤井病院	広島市中区舟入本町一四番六号	令和四年三月三十一日